

国立国会図書館

勲章・褒章制度

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 829 (2014. 8. 28.)

はじめに

I 勲章・褒章制度の仕組み

- 1 栄典と勲章・褒章
- 2 勲章・褒章の種類
- 3 勲章・褒章の選考過程
- 4 勲章・褒章の授与基準
- 5 勲章・褒章と特権

II 勲章・褒章の歴史

- 1 勲章・褒章の起源
- 2 明治以降の歴史

III 諸外国の勲章・褒章

- 1 イギリス
- 2 フランス
- 3 ドイツ
- 4 アメリカ

IV 勲章・褒章制度の論点

おわりに

- 勲章・褒章は、日本国憲法の定める栄典の一つであり、その人の榮譽を表彰するために与えられる。勲章がその人の生涯を通じての功績を総合的に判断して授与されるのに対し、褒章は特定の表彰されるべき事績があれば、その都度授与される点に違いがある。
- 勲章・褒章の候補者は、各省庁（国会、最高裁判所などを含む。）の長が内閣総理大臣に推薦する。
- 国家・公共への貢献に対し国家がこれにふさわしい評価を行うことには意義があるとされるが、受章者の官民格差などが論点となっている。

国立国会図書館

調査及び立法考査局行政法務課

いだ あつひこ
(井田 敦彦)

第 8 2 9 号

はじめに

日本の勲章・褒章制度は明治期に設けられた。背景には、「刑律以テ不法ヲ懲シ褒賞以テ有功ヲ勸ムルハ古今ノ常道」¹という信賞必罰の考え方があった。今日でも、毎年春と秋にそれぞれ約 4,000 人が、「旭日章」「瑞宝章」といった勲章を授与されている。このほか、文化勲章や各種褒章などもある。本稿では、こうした勲章・褒章制度の仕組みを解説する。また、歴史と諸外国の例を概観し、制度の論点を整理する。

I 勲章・褒章制度の仕組み

1 栄典と勲章・褒章

勲章・褒章は栄典の一つである。栄典については日本国憲法に規定がある。「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。…七 栄典を授与すること」(第7条)、「荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する」(第14条第3項)。

栄典とは、その人の荣誉を表彰するために与えられる位階や勲章などをいう。大日本帝国憲法の下では、爵位(公侯伯子男の5爵)、位階(正一位、従一位など)、勲章、褒章が存在した。戦後、爵位は廃止された。また、昭和21年に政府は、生存者に対する位階・勲章の授与を原則として停止することを閣議決定した。これは新憲法の下での栄典法の制定などを見据えたものだったが、慎重論も強く、栄典法は成立に至らなかった。昭和38年に政府は閣議決定により、生存者に対する勲章の授与の再開を決めた。²

したがって、現在、栄典として生存者に授与されているのは勲章と褒章である。その性格は戦前とは異なるが、根拠法令は戦前からの太政官布告や勅令³を用いている。

2 勲章・褒章の種類

勲章はその人の生涯を通じての功績を総合的に判断して授与されるのに対し、褒章は特定の表彰されるべき事績があれば、その都度授与される点に違いがある⁴。勲章が原則として70歳以上の者を対象とするのに対し、褒章は年齢にとらわれることなく速やかに顕彰することを基本とする⁵。

¹ 「賞牌并従軍牌制定・二条」『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二十九卷・官規三・賞典恩典一』国立公文書館 HP <<http://www.digital.archives.go.jp/dajou/index.html>> なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2014年7月18日である。

² 野中俊彦ほか『憲法I 第5版』有斐閣, 2012, pp.129-130; 「官吏任用叙級令施行に伴ふ官吏に対する叙位及び叙勲並びに貴族院及び衆議院の議長、副議長、議員又は市町村長及び市町村助役に対する叙勲の取扱に関する件」(昭和21年5月3日閣議決定); 「生存者叙勲の開始について」(昭和38年7月12日閣議決定)

³ 「勲章制定ノ件」(明治8年太政官布告第54号)、「褒章条例」(明治14年太政官布告第63号)、「文化勲章令」(昭和12年勅令第9号)など。関係する法令や閣議決定などは内閣府 HP にまとめられている (<<http://www8.cao.go.jp/shokun/shiryoshu.html#kankeihorei>>)。

⁴ 佐藤正紀『勲章と褒章』時事画報社, 2007, p.38. 著者は元内閣府賞勲局長。

⁵ 「春秋叙勲候補者推薦要綱」(平成15年5月16日内閣総理大臣決定、平成15年5月20日閣議報告); 「栄典制度の改革について」(平成14年8月7日閣議決定)

現在、勲章の種類は表 1、褒章の種類は表 2 のとおりである。

表 1 勲章の種類

種類 *		授与対象	
大勲位菊花章 大勲位菊花章頸飾 (けいしょく) 大勲位菊花大綬章		旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある者	
桐花大綬章			
旭日章	瑞宝章	国家又は公共に対し功労のある者	
		旭日章 功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者	瑞宝章 公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた者
授与基準 **			
旭日大綬章	瑞宝大綬章	・内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官	
旭日重光章	瑞宝重光章	・国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、衆議院副議長、参議院副議長、最高裁判所判事 ・経済社会の発展に対する寄与が極めて大きい企業の経営の最高責任者	事務次官
旭日中綬章	瑞宝中綬章	・大臣政務官、衆議院常任委員長、参議院常任委員長、衆議院特別委員長、参議院特別委員長、国会議員、都道府県知事 ・経済社会の発展に対する寄与が特に大きい企業の経営の最高責任者 ・全国の区域を活動範囲としている団体のうちその活動が重要であり、かつ、影響が大きいものの長	内部部局の長
旭日小綬章	瑞宝小綬章	・指定都市の市長 ・経済社会の発展に対する寄与が大きい企業の経営の最高責任者 ・全国の区域を活動範囲としている団体の長、都道府県の区域を活動範囲としている団体のうちその活動が重要であり、かつ、影響が大きいものの長	本府省の課長
旭日双光章	瑞宝双光章	・指定都市以外の市の市長、特別区の区長 ・国際的に高い評価を得た企業、技術が特に優秀な企業等の経営の最高責任者 ・都道府県の区域を活動範囲としている団体の長、全国又は都道府県の区域を活動範囲としている団体の役員、市町村の区域を活動範囲としている団体のうちその活動が重要であり、かつ、影響が大きいものの長	
旭日単光章	瑞宝単光章	・町村長、都道府県議会議員、市議会議員、特別区の議会議員、町村議会議員 ・市町村の区域を活動範囲としている団体の長	
文化勲章		文化の発達に関し特に顕著な功績のある者	

* ここに掲げるほかに宝冠章があり、外国人に対する儀礼叙勲等の特別な場合に、女性のみ授与されている。

** 以下、各欄に掲げるそれぞれの職にあつて顕著な功績を挙げた者に対し標準とされる勲章の種類は、それぞれ左欄に掲げるとおりである。多くは一対一対応ではなく、最低ラインを示している。例えば、内閣総理大臣等は「旭日大綬章」だが、国務大臣等は「旭日重光章又は旭日大綬章」、大臣政務官等は「旭日中綬章又は旭日重光章」とされている。また、功績全体を総合的に評価して、あるいは、特に著しい功労のある者に対しては、より上位の勲章の授与を検討することができるものとされている。

(出典)「勲章の種類及び授与対象」内閣府 HP <<http://www8.cao.go.jp/shokun/shurui-juyotaisho-kunsho.html>>; 「勲章の授与基準」(平成 15 年 5 月 20 日閣議決定)を基に筆者作成。

表2 褒章の種類

種類	授与対象	授与の例
紅綬褒章	自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者	転覆した漁船の乗員を救助した者
緑綬褒章	自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し德行顕著である者	ボランティア活動に功績のある者
黄綬褒章	業務に精励し衆民の模範である者	水稻栽培技術の向上と増産に努めた者
紫綬褒章	学術、芸術上の発明、改良、創作に関して業績の著しい者	舞踏家、元映画会社社長、スポーツ選手（「ミニ文化勲章」ともいわれる。）
藍綬褒章	公衆の利益を興し成績著明である者又は共同の（右欄の保護司等の）事務に尽力した者	財界人、女性パイロット第1号、介護老人福祉施設の長、保護司、民生・児童委員、調停委員等
紺綬褒章	公益のため私財を寄附した者	授与基準は、寄附金額500万円以上

（出典）「褒章の種類及び授与対象」内閣府 HP <<http://www8.cao.go.jp/shokun/shurui-juyotaisho-hosho.html>>; 三省堂出版サービス編修部編『勲章・褒章 新栄典制度事典—受章者の心得—』日本叙勲者顕彰協会, 2009, pp.55-57; 佐藤正紀『勲章と褒章』時事画報社, 2007, pp.38-39; 「紺綬褒章等の授与基準について」(昭和55年11月28日閣議決定)を基に筆者作成。

勲章・褒章は毎年2回、4月29日と11月3日に授与されることが多いが（春秋叙勲⁶・春秋褒章）、これとは別に授与が行われることもある（表3）。

表3 叙勲等の種類

	授与対象	発令日	対象人数
春秋叙勲	70歳以上の者（精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者や、人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者については55歳以上）	4月29日と11月3日	毎回おおむね4,000名
危険業務従事者叙勲	警察官、自衛官など著しく危険性の高い業務に精励した55歳以上の者	4月29日と11月3日	毎回おおむね3,600名
高齢者叙勲	春秋叙勲によって勲章を授与されていない功労者	満88歳に達した日の翌月1日付け	
死亡叙勲	勲章の授与の対象となるべき者で死亡した者	生前最後の日付け	
外国人叙勲	国賓等、駐日外交官、又は我が国との友好の増進等について顕著な功労のあった外国人	国賓等の来日や駐日外交官の離任に際して、又は春秋叙勲と同じか、来日又は離日する等の機会	毎回内閣総理大臣が外務大臣の意見を聴いて決定
文化勲章	我が国の文化の発達に関して顕著な功績のあった者を文化功労者のうちから選考	11月3日	毎年度おおむね5名
春秋褒章	紅綬、緑綬、黄綬、紫綬、藍綬の各褒章の対象者	4月29日と11月3日	毎回おおむね800名
紺綬褒章	公益のため私財（500万円以上）を寄附した者	その都度	
遺族追賞	表彰されるべき者が死亡した場合に、その遺族	その都度	

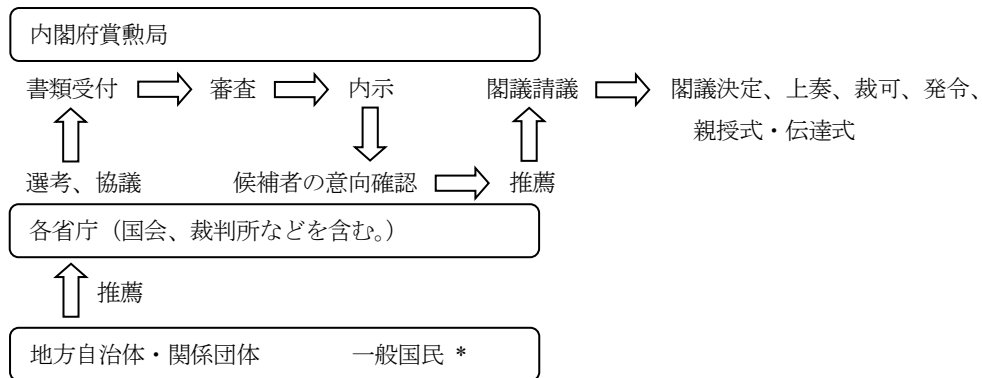
（出典）「勲章・褒章制度の概要」内閣府 HP <<http://www8.cao.go.jp/shokun/seidogaiyo.html>>; 「関係法令」内閣府 HP <<http://www8.cao.go.jp/shokun/shiryoshu.html#kankeihorei>>; 佐藤正紀『勲章と褒章』時事画報社, 2007, pp.33, 39を基に筆者作成。

3 勲章・褒章の選考過程

春秋叙勲については、次のような選考過程となっている（図1）。

⁶ 「叙勲」とは、勲等に叙し、勲章を授与することをいう。「栄典制度の改革について」（平成14年8月7日閣議決定）により、勲一等、勲二等といった数字による表示は廃止されたが、叙勲という言葉はそのまま用いられている。

図1 春秋叙勲の選考過程のモデル



* 一般国民が内閣府賞勲局に候補者を推薦する場合は、同局が調査検討して推薦省庁を決定する。
 (出典)「春秋叙勲候補者推薦の流れ」内閣府 HP <<http://www8.cao.go.jp/shokun/ippansuisen/flowchart.pdf>>; 「春秋叙勲候補者推薦要綱」(平成15年5月16日内閣総理大臣決定、平成15年5月20日閣議報告); 三省堂出版サービス編修部編『勲章・褒章 新栄典制度事典—受章者の心得—』日本叙勲者顕彰協会, 2009, pp.64-76; 賞勲局120周年記念出版物刊行委員会編『総理府賞勲局 総理府賞勲局発足120周年記念』総理府賞勲局, 1996, p.70; 栗原俊雄『勲章—知られざる素顔—』岩波書店, 2011, pp.133-135を基に筆者作成。

各省庁(国会、裁判所などを含む。)の長は、国家又は公共に対する功労のある者を選考し、栄典制度に関する事務を行う内閣府賞勲局に協議する(これに先立ち、都道府県、市町村、政府関係機関、関係団体からの推薦を受けることもある)。この際に内閣府賞勲局に関係書類を提出する。関係書類は基本的に、功績調書(功績の内容を記したもの)、履歴書、戸籍謄本、刑罰等調書(刑罰の有無などを記したもの)、叙勲審査票(過去の叙勲歴、表彰歴などを記したもの)、叙勲候補者名簿、団体の規模及び事業概況等調から成る。このほか、内閣府賞勲局で一般国民からの推薦を受け付ける仕組みもある。

内閣府賞勲局が審査し、内閣官房長官らによる叙勲等審査会議、内閣総理大臣説明を経て、内閣府案を決定し、各省庁に内示する。各省庁が候補者に受諾の意向を確認した上で、各省庁の長から内閣総理大臣に候補者を推薦する⁷。内閣府ではこれを受けて、受章者決定の閣議を請議する(求める)。閣議決定、天皇への上奏、裁可を経て発令される。

旭日大綬章・瑞宝大綬章以上の勲章と文化勲章は、宮中において授与式を行い、天皇が親授する。旭日重光章と瑞宝重光章は、宮中において内閣総理大臣が受章者に伝達する。その他の勲章や褒章は、所管大臣が適宜受章者に伝達する。⁸

春秋褒章も、おおむね春秋叙勲と同様の手続により実施されている⁹。

4 勲章・褒章の授与基準

以上のような選考過程の詳細や、具体的な授与基準については、明らかでない部分も多い。例えば、「勲章の授与基準」(平成15年5月20日閣議決定)では、同じ職でも標準と

⁷ なお、文化勲章の候補者の内閣総理大臣への推薦は、文部科学大臣が文化審議会の文化功労者選考分科会に属する委員全員の意見を聴いて行う(「勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について」(昭和53年6月20日閣議了解))。

⁸ 「勲章、記章、褒章等の授与及び伝達式例」(昭和38年7月12日閣議決定)

⁹ 三省堂出版サービス編修部編『勲章・褒章 新栄典制度事典—受章者の心得—』日本叙勲者顕彰協会, 2009, pp.80-81.

される勲章に幅があるほか（「旭日重光章又は旭日大綬章」などと規定される。）、評価に当たり勘案するとされる事項も抽象的である。功績全体を総合的に評価して、あるいは、特に著しい功労のある者に対しては、より上位の勲章の授与を検討することができるとする規定もある。

こうした基準のほか、候補者の功績を判定するものとして、分野ごとに担当者の手控え的な内規があるとされるが、「これらの内規を公表すると、いたずらに一方的な期待感を抱かせることから、その取り扱いは慎重になされている」とされてきた¹⁰。

実務上、各省庁が判断のよすがにしているのは、就いていた職（在職期間、民間人であれば政府の審議会等の公的ポストや、関係団体の役員の経験）、組織の規模（資本金、売上高、従業員数など）、縦と横のバランス（先例、同じ時期の受章者間のバランス）であるとされている¹¹。

5 勲章・褒章と特権

大日本帝国憲法下では、勲章の一部には年金が付与され、刑事事件において高位の叙勲者を起訴するには天皇の裁可が必要とされるなどの特権があった¹²。

日本国憲法では、「荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない」（第14条第3項）とされており、現在の勲章・褒章制度にはこうした特権はない。

なお、文部科学大臣が決定し、毎年15人ほどが選ばれる文化功労者には、年額350万円の終身年金が支給されている¹³。文化勲章の受章候補者は文化功労者のうちから選考されるため¹⁴、文化勲章の授章者には、文化功労者としての年金が支給されることになる。

この点について政府は、「文化勲章は国家の栄典として選考される、別に政府の方から、政府限りにおきまして、文化功労者に年金を授与する…たまたま文化勲章をいただいた方で文化功労年金を一緒にいただいている方ができているというだけで…憲法14条に違反しているとは考えていない」¹⁵と答弁している。

学説上は、経済的利益の提供などを伴っても直ちに違憲とはいえず、民主主義の観点からみて合理的な限度内のものかどうかによる見解など、様々な立場がある¹⁶。

¹⁰ 川村皓章『勲章ものがたり—栄典への道—』青雲書院, 1983, pp.145-146. 著者は元総理府賞勲局長。

¹¹ 栗原俊雄『勲章—知られざる素顔—』岩波書店, 2011, pp.132, 143; 小川賢治『勲章の社会学』晃洋書房, 2009, p.26.

¹² 「勲等年金令」(明治10年7月25日賞勲局伺)(総理府賞勲局編『賞勲局百年資料集 上』大蔵省印刷局, 1978, pp.593-595); 「金鵝勲章年金令」(明治27年勅令第173号); 「勅任官有爵者等犯罪処分取扱方改定の件」(明治35年1月21日司法大臣閣議請議)(同, pp.832-833); 木下道雄『宮中見聞録—忘れぬために—』新小説社, 1968, p.122.

¹³ 「文化功労者年金法」(昭和26年法律第125号); 「文化功労者年金法施行令」(昭和26年政令第147号)

¹⁴ 「文化勲章受章候補者推薦要綱」(平成2年12月12日内閣総理大臣決定、平成2年12月14日閣議報告)

¹⁵ 第15回国会衆議院内閣委員会議録第15号 昭和28年2月20日 p.6. 村田八千穂・総理府大臣官房賞勲部長の答弁。なお、政府限りで行う表彰として著名なものに国民栄誉賞がある。表彰に当たっては、記念品又は金一封を添えることができるとされているが（「国民栄誉賞表彰規程」(昭和52年8月30日内閣総理大臣決定)、金一封が選ばれた例はない（「国民栄誉賞 過去に18人 決定過程は一部非公開」『日本経済新聞』2011.8.4, 夕刊）。

¹⁶ 野中ほか 前掲注(2), pp.300-301. ここでは、現在の文化勲章と年金の在り方を直ちに違憲とする立場は紹介されていない。なお、フランスのレジオン・ド・ヌール勲章では、年金は戦功をあげて受章した軍人に対してのみ支払われ、その額は年に数千円程度と象徴的な額にとどまる（佐藤 前掲注(4), p.45）。

以上Ⅰでは、今日の勲章・褒章制度の仕組みを解説した。以下Ⅱ～Ⅳでは、歴史と諸外国の例を概観し、制度の論点を整理する。

Ⅱ 勲章・褒章の歴史

1 勲章・褒章の起源

日本の勲章・褒章制度は明治期に創設されている。明治政府の成立後、外国使節の来日や政府高官の外国視察などの際に、その意義や価値が強く認識されたことが背景にあるとされる¹⁷。

それ以前にも、幕末には1867年のパリ万国博覧会に際し、薩摩藩が幕府に先駆けて「薩摩琉球国勲章」をつくり、フランス政府高官に進呈した。我が国最初の勲章といわれている¹⁸。幕府の外国奉行であった向山隼人正は危機感を強め、同年3月21日、幕府に上申書を提出した。西洋諸州において「功牌メタイル又はデコレイション」というものは、「榮名を以て人心を籠絡いたし候一術にて交際上第一之要義に相聞候」として、制度創設の必要性を訴えている¹⁹。

当時の日本が参考にしたヨーロッパ諸国の勲章は、勲功に対する褒賞と一般に理解されているが、本来は中世の騎士団の団員であることを示す団員章である。そのことは、ヨーロッパ諸国において、騎士団（勲爵士団）、騎士団員の地位（勲爵位）、団員章（勲章）がいずれも同一の語（[英] order、[仏] ordre、[独] Orden）で表されることによっても分かる。騎士団員に選ばれることの榮譽が、団員章すなわち勲章という解釈を生むことになった。勲章（order）が中世騎士団の精神を受け継ぐ制度によるものであるのに対し、decorationやmedalは褒章あるいは記念章としてこれと区別される。²⁰

なお、日本では明治期より前にはこうした記章を授与する制度はなかったが、類似の制度として叙位・叙勲があった。叙位は、正一位、従一位などの位階を授けることで、古くは603年の冠位十二階の制に始まり、今日でも「位階令」（大正15年勅令第325号）に基づき、国家・公共に対して功績のある人が死亡した際に位階が授与されている。叙勲は、勲功ある武人などに勲位（一等から十二等まであり、位階の正三位から従八位下に相当）を授けるもので、701年から行われたが、941年の藤原純友の乱以後、見られなくなった。明治8年に、政府は勲等（勲位）を勲一等から勲八等に分け、それに照応する賞牌（後に勲章と改称）を授与する制度を定めた。²¹

2 明治以降の歴史

明治以降における日本の勲章・褒章制度の簡単な歴史を示すと表4のとおりである。

¹⁷ 佐藤 同上, p.50.

¹⁸ 総理府賞勲局編『勲章百年の歩み』行政通信社, 1974, p.50.

¹⁹ 「外國人へ功牌贈與の件に付向山隼人正より上申書」大塚武松編『徳川昭武滞欧記録 第1』日本史籍協会, 1932, pp.148-149.

²⁰ 尾形勇 [ほか] 編『歴史学事典 第3巻 かたちとするし』弘文堂, 1995, p.266; 小川 前掲注(11), p.91.

²¹ 尾形勇 [ほか] 編『歴史学事典 第12巻 王と国家』弘文堂, 2005, pp.358-359. 元来、勲位は文位（正一位、従一位などの位階）に対する武位であり、広い意味での位階に含まれる（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第4巻』吉川弘文館, 1984, pp.988-989）。

表4 日本の勲章・褒章制度の歴史

年月日	事項	備考
明治8年4月10日	「賞牌欽定の詔」 「賞牌従軍牌図式及佩用式」(明治8年太政官 布告第54号)制定	明治9年11月15日、賞牌を勲章に、 従軍牌を従軍記章に改称 現在の旭日章等の根拠法令(「勲章制定 ノ件」(明治8年太政官布告第54号))
明治14年12月7日	「褒章条例」(明治14年太政官布告第63号) 制定	現在の褒章の根拠法令
明治21年1月4日	「各種ノ勲章等級製式及ヒ大勲位菊花章頸飾 ノ製式」(明治21年勅令第1号)公布	現在の宝冠章等の根拠法令(「宝冠章及 大勲位菊花章頸飾ニ関スル件」(明治21 年勅令第1号))
明治23年2月11日	「金鷄勲章ノ等級製式及佩用式」(明治23年 勅令第11号)公布	軍人に授与 戦後、「内閣官制の廃止等に関する政 令」(昭和22年政令第4号)で廃止
昭和12年2月11日	「文化勲章令」(昭和12年勅令第9号)公布	現在の文化勲章の根拠法令
昭和21年5月3日	「官吏任用叙級令施行に伴ふ官吏に対する叙 位及び叙勲並びに貴族院及び衆議院の議長、 副議長、議員又は市町村長及び市町村助役に 対する叙勲の取扱に関する件」(昭和21年5 月3日閣議決定)	生存者に対する叙位・叙勲を原則とし て停止
昭和23年6月10日	「栄典法案」(第2回国会閣法第118号)提出	審査未了
昭和27年12月17日	「栄典法案」(第15回国会閣法第33号)提出	審査未了
昭和28年9月18日	「生存者に対する叙勲の取扱に関する件」(昭 和28年9月18日閣議決定)	「最近の状況」(西日本での風水害な ど)に鑑み緊急を要するものについ ては、生存者に対する叙勲を一部再開
昭和31年4月10日	「栄典法案」(第24回国会閣法第160号)提 出	継続審査、同年の第25回国会で審査未 了
昭和38年7月12日	「生存者叙勲の開始について」(昭和38年7 月12日閣議決定)	生存者に対する叙勲を再開
平成13年10月29日	「栄典制度の在り方に関する懇談会報告書」 提出	平成12年10月から有識者による懇談 会を開催し、制度の在り方を検討
平成14年8月7日	「栄典制度の改革について」(平成14年8月 7日閣議決定)	以後、勲一等、勲二等といった数字に よる表示を改めるなどの改革を実施

(出典) 佐藤正紀『勲章と褒章』時事画報社, 2007, pp.50-59; 総理府賞勲局編『勲章百年の歩み』行政通信社, 1974, pp.78-98; 総理府賞勲局編『賞勲局百年資料集 上』大蔵省印刷局, 1978, pp.73-79, 82-83, 87-92, 273-277, 321-323, 517-518; 「栄典制度の改革」内閣府 HP <<http://www8.cao.go.jp/shokun/seidokaikaku.html>>を基に筆者作成。

明治8年に勲章制度が創設され、明治14年に褒章制度が、明治23年に軍人を対象とする金鷄勲章が、昭和12年に文化勲章が創設された。

戦後、金鷄勲章は廃止された。また、新憲法の下での栄典法の制定などを見据えて、政府は昭和21年に、生存者に対する叙位・叙勲を原則として停止することを閣議決定した。昭和23年から31年にかけて、政府は3回にわたり栄典法案を提出したが、慎重論も強く、いずれも成立には至らなかった。政府は昭和38年に閣議決定により、生存者に対する叙勲の再開を決めた。

その後、栄典制度は定着してきたものの、これに対する批判も根強くあり、政府は制度の見直しを余儀なくされることとなった。栄典制度を社会経済情勢の変化に対応したものとするために、「栄典制度の在り方に関する懇談会」(座長: 吉川弘之日本学術会議会長(当時))が開催され、その報告書²²が平成13年に内閣総理大臣に提出された。これを受けて

²² 「栄典制度の在り方に関する懇談会報告書」2001.10.29. 内閣府 HP <<http://www8.cao.go.jp/shokun/seidokaikaku/kondankai/hokokusho/index.html>>

政府は、勲一等、勲二等といった数字による表示を改める、受章者が公務部門に偏ることなく適正なバランスとなるよう努める、警察官、自衛官など著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする新たな叙勲の種類を設けるなどの改革を行うことを閣議決定した（「栄典制度の改革について」（平成14年8月7日閣議決定））。

なお、今日までの叙勲者を見ると、戦前は官吏と軍人が高位の勲章を独占していた。戦後は中央の政治家、国家公務員、大企業の経営者が高く位置付けられてきたという調査結果がある。²³

Ⅲ 諸外国の勲章・褒章

国家は人々の無数の貢献により成り立っているものであるが、そのような貢献の中でも特に際立った功労を国家が評価し、顕彰することは各国共通の制度であるとされる²⁴。一方で、各国の勲章・褒章には、団員章としての性格の有無、根拠となる法律の有無、戦功章としての性格の有無などの違いが見られる。

1 イギリス

イギリスには貴族（公爵、侯爵、伯爵、子爵、男爵）が存在し、その下に准男爵とナイト（騎士）の爵位がある。爵位は下位のものを兼ねることができる。ナイトはランクごとに騎士団を構成し、その構成員として団員章である勲章を与えられる。ナイト（勲章）のランクとして上から順に、ガーター、シスル、バス、メリット、聖マイケル・聖ジョージ、ロイヤル・ビクトリア、ブリティッシュ・エンパイアがある（表5）。それぞれの勲章は1～5の等級に分かれる。その下にナイト・バachelor（騎士団に属さない下級騎士）などがあり、また、団員章（order）ではないクロス章、メダルなどがある。これらは体系的に整備されており、社会における階級、職種、職業上の地位と、勲章・褒章の種類、等級とが対応させられている。²⁵

表5 イギリスの主な勲章と対象者

勲章	対象者
ガーター	王室、外国君主、貴族、公職の高官
シスル	スコットランド人で、公職を務め、又は国民生活に貢献した者
バス	上級公務員・将校
メリット	芸術、学問、文学、科学分野で功績のあった者
聖マイケル・聖ジョージ	外交官、海外で功績のあった者
ロイヤル・ビクトリア	王室に対し功績のあった者
ブリティッシュ・エンパイア	限定なし（芸術、科学、公務外の公共奉仕、慈善・福祉）

（出典）“4. Types of honours and awards.” gov.uk HP <<https://www.gov.uk/honours/types-of-honours-and-awards>>; “Queen and Honours.” the British Monarchy HP <<http://www.royal.gov.uk/MonarchUK/Honours/Honours.aspx>>; 佐藤正紀『勲章と褒章』時事画報社, 2007, p.70 を基に筆者作成。

²³ 小川 前掲注(11), pp.23, 39, 44-45.

²⁴ 「栄典制度の在り方に関する懇談会報告書」 前掲注(22), 第1章2

²⁵ 小川 前掲注(11), pp.87-109. 受章者数は、2014年の新年表彰が1,195人、同年6月の女王公式誕生日表彰が1,149人である（“Honours: lists, reform and operation.” gov.uk HP <<https://www.gov.uk/government/collections/honours-reform-and-operation>>）。

2 フランス

主なものとして、レジオン・ド・ヌール勲章と国家功労勲章がある²⁶。

レジオン・ド・ヌール勲章は、国家に奉仕した文民・軍人に与えられる最高位の国家勲章である（「レジオン・ド・ヌール及び軍事メダル法典」第1条）。「レジオン・ド・ヌール」は榮譽の軍団を意味し、騎士団の団員章としての性格を受け継いでいる。大統領がその団長であり（第3条）、最上位のグラン・クロワ章を受ける（第8条）。等級は5つ（グラン・クロワ、グラン・オフィシエ、コマンドール、オフィシエ、シュバリエ）に分かれている。最下位のシュバリエに加えらるるためには、最低20年の公務又は専門職による貢献を証明しなければならない、いずれの場合にも顕著な功績を伴っていることが求められる（第18条）。最下位のシュバリエに8年在級して、その間に功績を挙げると一級上のオフィシエに昇級でき、オフィシエに5年在級して、その間に功績を挙げると一級上のコマンドールに昇級できる。コマンドールから一級上のグラン・オフィシエに、グラン・オフィシエから一級上のグラン・クロワに昇級する場合も同様で、必要期間はそれぞれ3年である（第19条）。各等級には定員があり、グラン・クロワ75人、グラン・オフィシエ250人、コマンドール1,250人、オフィシエ1万人、シュバリエ11万3,425人とされている（第7条）。²⁷

他に大統領により授与される勲章として、国家功績勲章がある。慣習として、レジオン・ド・ヌール勲章より先に国家功労勲章を受章する機会が多いとされている²⁸。

これらの大統領により授与される勲章のほかに、文化省から授与される芸術文化勲章などがある²⁹。

3 ドイツ

第一次世界大戦後、1919年に制定されたヴァイマル憲法は、「勲章及び榮譽記章は、これを国が授与することは許されない」（第109条第5項）と規定し、国による勲章等の授与を禁じた。この規定はナチスの下で有名無実化し、勲章等の授与が大々的に行われた。第二次世界大戦後、1949年に制定されたドイツ連邦共和国基本法には、勲章等の授与を禁止する規定はなかった。1951年に「ドイツ連邦共和国功労勲章の創設に関する通知」³⁰により、勲章の授与が再開された。1957年には根拠法となる「称号勲章法」³¹が制定された。³²

²⁶ 佐藤 前掲注(4), p.71.

²⁷ Code de la légion d'honneur et de la médaille militaire (legifrance HP <<http://www.legifrance.gouv.fr/initRechCodeArticle.do>>) 各年の受章者数は約3,000人である（“La légion d'honneur en 10 questions.” Grande chancellerie de la Légion d'honneur HP <<http://www.legiondhonneur.fr/fr/page/la-legion-dhonneur-en-10-questions/108>>）。

²⁸ 「フランスの勲章」在日フランス大使館 HP <<http://www.ambafrance-jp.org/-/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AE%E5%8B%B2%E7%AB%A0->>

²⁹ 同上; 佐藤 前掲注(4), pp.71-72.

³⁰ Erlaß über die Stiftung des Verdienstordens der Bundesrepublik Deutschland vom 7. September 1951 (BGBl. I S. 831) (“Der Verdienstorden der Bundesrepublik Deutschland.” Bundespräsidialamt, 2009, p.24. <http://www.bundespraesident.de/SharedDocs/Downloads/DE/verdienstorden.pdf?__blob=publicationFile>) 1955年には「ドイツ連邦共和国功労勲章規則」(Statut des Verdienstordens der Bundesrepublik Deutschland vom 8. Dezember 1955 (BGBl. I S. 749), geändert durch Erlaß vom 29. 1. 1979 (BGBl. I S. 142)) が制定されている (*ibid.*, pp.25-27)。

³¹ Gesetz über Titel, Orden und Ehrenzeichen vom 26. Juli 1957 (BGBl. I S. 844), zuletzt geändert durch Art. 3 des Justizmitteilungs-gesetzes und Gesetzes zur Änderung kostenrechtlicher Vorschriften und anderer Gesetze vom 18. 6. 1997 (BGBl. I S. 1430, 1433) (BGBl. III 1132-1) (*ibid.*, pp.18-24)

³² 小川 前掲注(11), pp.143-160.

現在、連邦大統領により授与される勲章・褒章としては、上記のドイツ連邦共和国功労勲章（等級は上から、特別級大十字章、大十字章、大功労十字星大綬章、大功労十字星章、大功労十字章、一等功労十字章、功労十字小綬章、功労メダル）のほか、スポーツ選手に授与されるジルベルネス・ロールバールブラット章や、科学芸術分野を対象とするプール・メルリット科学芸術勲章などがある³³。

4 アメリカ

上記のヨーロッパ諸国と異なり、アメリカの勲章・褒章は騎士団の団員章（order）ではなく、メダル（medal）、クロス章（cross）などであり、ほとんどが軍人に対する戦功章である³⁴（荣誉メダル³⁵など）。文民を対象とするものとしては、大統領自由メダル³⁶がある。

IV 勲章・褒章制度の論点

内閣総理大臣に提出された上記「栄典制度の在り方に関する懇談会報告書」（平成 13 年 10 月 29 日）によれば、「栄典は…社会に対して、国家・公共の観点から評価されるべきものは何かを示すという役割を果たしている。国民の価値観が多様化している現代において、…国家・公共への貢献に対し国家がこれにふさわしい評価を行うことには大きな意義がある」とされている。

一方で、この報告書では、次のような論点も指摘されている（表 6）。

表 6 勲章・褒章制度の論点

論点	報告書の考え方、政府の対応
政治家や公務員をあえて対象とする必要があるか	栄典は、国家・公共に対し功労のある人を幅広く対象とすべきものであり、特定の分野を制度的に対象から除外することは不適當
等級区分を設けずに単一級の勲章を一律に授与してはどうか	功績の大小にとらわれず多数の人に対し、あえて一律に同じ評価の勲章を授与することとすれば、公平な評価が行われず、かえって叙勲の意義を失わせることにもつながりかねない
勲章の名称として一等、二等などの数字を用いることは、あたかも人に序列をつけているかのような誤解を生むおそれもある	「勲一等、勲二等…」など数字による表示を改め、各勲章に固有の名称を付し、それにより表示することを検討すべき→「栄典制度の改革について」（平成 14 年 8 月 7 日閣議決定）で、従来の「勲一等、勲二等…」を前掲表 1 のように改称することを決定

³³ Ausführungsbestimmungen zum Statut des Verdienstordens der Bundesrepublik Deutschland vom 5. September 1983 (GMBL 1983, S. 389) I 4 (Bundespräsidialamt, *op.cit.*(30), p.28); “Orden und Ehrungen.” Bundespräsidialamt HP <<http://www.bundespraesident.de/DE/Amt-und-Aufgaben/Orden-und-Ehrungen/orden-und-ehrunge-node.html>> 2013 年のドイツ連邦共和国功労勲章の受章者数は 1,770 人である (Bundespräsidialamt HP, *ibid.* (Verdienstorden>Statistik))。

³⁴ 小川 前掲注(11), pp.161-162; 佐藤 前掲注(4), p.75.

³⁵ 10 U.S.C. § 3741; 10 U.S.C. § 6241; 10 U.S.C. § 8741; 14 U.S.C. § 491 (Medal of honor: award/ Medal of honor) (“United States Code.” House of Representatives HP <<http://uscode.house.gov/search/criteria.shtml>>) 南北戦争以降、2013 年 8 月 13 日までの受章者数は 3,468 人である (“Medal of Honor Statistics.” The U.S. Army Center of Military History HP <<http://www.history.army.mil/moh/mohstats.html>>.)

³⁶ Executive Order 9586 of July 6, 1945: The Medal of Freedom (The U.S. National Archives and Records Administration HP <<http://www.archives.gov/federal-register/codification/executive-order/09586.html>>) アメリカの国家安全保障、世界平和、文化などの分野で特に顕著な功績のあった内・外国人に授与され、2013 年の受章者数は 16 人である (佐藤 前掲注(4), p.75; “Presidential Medal of Freedom Recipients.” United States Senate HP <http://www.senate.gov/pagelayout/reference/two_column_table/Presidential_Medal_of_Freedom_Recipients.htm>.)

受章者に官民格差があるのではないか	現行の勲三等以上の上位等級の受章者を見ると、政治家、官僚、判事・検事、国立大学教授などが目につき、民間分野の受章者が少ない状況にあることから、功績評価の見直しに当たっては、これら上位等級における官と民の不均衡にも留意し、適正な運用に努めるべき→上記閣議決定で努力義務
受章者に男女格差があるのではないか	国家・公共に対し功労のある人に均しく実施されるべき栄典の授与は、性に対しても中立であるべき→上記閣議決定で、性別にかかわらず評価などと規定
警察官、自衛官等の危険性の高い業務への従事者の受章が少ないのではないか	これらの分野については、通常の春秋叙勲とは切り離して叙勲を実施することとし、これにより、受章者数の大幅な増加を図り、受章平均年齢を引き下げよう努めるべき→上記閣議決定で、危険業務従事者叙勲を創設（前掲表3参照）
省庁の側からはなかなか把握されていないものの、公共のために大きな貢献をしている人も多数いるのではないか	従来の関係団体等からの推薦によるもののほか、例えば、一般国民からの推薦を受け付けるなどの仕組みも検討すべき→上記閣議決定で、例えば、一般国民からの推薦を受け付けるなどの仕組みも検討すべきと規定し、その後、一般推薦制度を創設（前掲図1参照）
正〇位、従〇位などの位階を授与する叙位制度は必要か	日本固有の制度として価値があるとともに、現在は、国家・公共に対して功績のある人が死亡した際に、生涯の功績を称え追悼の意を表するものとして運用されていることから、存続させることが適当
法制化の必要はないか	これから新たな勲章制度を創設するのではなく、歴史と伝統ある勲章等を活用した上で、運用の改善を図ることが必要であり、現行の枠組みの中で対応することが可能

（出典）「栄典制度の在り方に関する懇談会報告書」2001.10.29. 内閣府 HP <<http://www8.cao.go.jp/shokun/seidokaikaku/kondankai/hokokusho/index.html>>; 「栄典制度の改革について」（平成14年8月7日閣議決定）を基に筆者作成。

以上のような論点以外にも、企業経営者の関心が勲章に向かうことは弊害が多いという指摘や、在日米軍幹部の叙勲が公表されないのはなぜかといった指摘が見られる³⁷。

また、平成14年の閣議決定に基づく改革以降も、民より官、ポストが低い人より高い人、中小企業より大企業が優遇される傾向は変わっていないとされる。国家・公共に功労のある者に授与するため、宿命的に官高民低になるという。³⁸

なお、上記の報告書は、「多くの受章者が自らの功績が評価されたことに、感激と喜びを感じている」とし、運用の改善を図った上で、制度を存続させることが望ましいとしているが、国民からは制度そのものの意義について消極的な意見も寄せられている³⁹。こうした国民の意識や、勲章・褒章の辞退者⁴⁰の存在などにも留意する必要がある。

おわりに

勲章・褒章制度は必ずしも幅広く関心を持たれている制度ではなく、その仕組みなども

³⁷ 若杉敬明「経営者への叙勲なくせ 報酬は業績連動の金銭で」『日本経済新聞』2009.12.21; 「在日米軍幹部に叙勲 なぜか非公表 263 個」『東京新聞』2010.3.11.

³⁸ 「Books & Trends 『勲章』を書いた 毎日新聞学芸部記者 栗原俊雄氏に聞く」『週刊東洋経済』6326号, 2011.5.21, p.109; 小川 前掲注(11), pp.44-47.

³⁹ 「「栄典制度の在り方に関する論点の整理」に対する意見募集の結果の概要」（第6回 栄典制度の在り方に関する懇談会 配布資料1）2001.7.16. 内閣府 HP <http://www8.cao.go.jp/shokun/seidokaikaku/kondankai/dai6kai_s hiryo1.html>

⁴⁰ 歴史上の辞退者としては、「車屋は車を挽き豆腐屋は豆腐を拵 [こしら] へて書生は書を読むと云ふのは人間當前 [あたりまえ] の仕事として居るのだ其 [その] 仕事をして居るのを政府が誉めると云ふなら先づ [まず] 隣の豆腐屋から誉めて貰はなければならぬ ([] 筆者補記)」と述べた福沢諭吉や（『福翁自伝』時事新報社, 1899, p.331. 慶應義塾大学 HP <http://project.lib.keio.ac.jp/dg_kul/fukuzawa_title.php?id=116> なお、「是れも随分暴論である」と自ら付言している。）、「余ハ石見人森林太郎トシテ死セント欲ス…宮内省陸軍ノ栄典ハ絶対ニ取りヤメテ請フ」との遺書を残して死後の栄典授与を拒否した森鷗外などがある（「遺言三種」上坂冬子編『日本の名随筆別巻17 遺言』作品社, 1992, pp.104-105）。このほか、著名な政治家、財界人、文化人などの辞退者も見られる。

一般にはあまり知られていない。しかし、歴史的・国際的に見てこの制度は、その国家が潜在的に重視する価値の一端を示しているともいわれる⁴¹。今日、そうした国家の価値基準は国民の支持なしには存続し得ない以上、勲章・褒章制度の安定的な運用のためには、その必要性、妥当性を広く国民に伝えていくことが求められる。

⁴¹ 小川 前掲注(11), p.2.